

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 10 日現在

機関番号：34304

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2022

課題番号：20K13378

研究課題名（和文）社会・経済のデジタル化と売買における契約不適合給付

研究課題名（英文）Digitalization of society and economy and Non-conformity in sales contract

研究代表者

古谷 貴之（FURUTANI, TAKAYUKI）

京都産業大学・法学部・准教授

研究者番号：40595849

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：ドイツ売買法に関連する次の2つの研究を行った。第1に、ドイツ瑕疵担保法の改正に関する研究を行った。この研究は、社会・経済のデジタル化が進む中で売買における契約不適合給付の規律をどのように構想するかについての研究を行ったものである。第2に、フォルクスワーゲン（VW）排ガス不正事件に関する検討を行った。この研究では、主にドイツ売買法の観点からこの事件の分析に取り組み、2つの重要なドイツ連邦通常裁判所の判決の分析を通じて当該判決の意義を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

研究期間全体を通じて、現在のEU売買法・ドイツ売買法の状況に関する調査・検討を行った。この比較法研究は、わが国における契約不適合責任制度の検討を行ううえでの不可欠な基礎的作業として位置付けることができる。

社会・経済の「デジタル化」に伴い、現代社会が様々に変容を受ける中で、日本の契約不適合責任制度をそうした社会の動きに合わせて見直す必要があるのではないかとという学問的な提案が行われている。本研究はそのような問題について、今後さらに掘り下げた研究を行う必要があるとの認識の下、現時点で可能な範囲での比較法的資料の提供を試みたものである。

研究成果の概要（英文）：The study mainly involved the following two studies relating to German sales law. First, a study on the revision of the German Warranty Law was conducted. This study is concerned with how the rules of non-conformity of the sales contract is envisaged in the context of the increasing digitalisation of society and economy. Second, I examined the Volkswagen (VW) emissions fraud case. This study mainly addressed the analysis of this case from the perspective of German Sales Law and clarified the significance of the decisions through an analysis of two important decisions of the Federal Court of Justice (Bundesgerichtshof).

研究分野：民法（契約法）

キーワード：売買 契約不適合責任 追完請求権 EU法 ドイツ民法 デジタル化 物品売買指令 デジタルコンテンツ指令

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

2017年5月26日に成立した改正民法の下で、売買における瑕疵担保責任制度(民法旧566条、570条)が廃止され、新たに契約不適合責任制度(民法新562条以下)が設けられた。売主の法的責任の起点となる「瑕疵」の用語が「契約不適合」へと変更され、また、売主の責任の法的性質についても契約責任説が採用されるなど、抜本的な改正が行われた。この新たな制度の下で、学説上多くの解釈論上の問題が指摘され、多角的な視点から分析が進められている状況にあった。

このような状況の中、拙著『民法改正と売買における契約不適合給付』(法律文化社、2020年)では、ドイツ瑕疵担保法及びEU売買法における契約不適合責任論の展開を踏まえながら、「契約不適合」の判断基準及び射程、買主の追完請求権の法的性質、「売主の追完利益の保障」のあり方について解釈論を提示しつつ、わが国の契約不適合責任制度に関する理論研究を試みた。しかし、そこでは、従来の学説・実務で取り上げられた問題に対する解釈論の提示、すなわち「既存の問題に対する解決」を主たる目的として行われたものであるため、近い将来において生じうる新たな課題についてまでは分析が及ばなかった。そこで、本研究課題においてこの残された課題に取り組むことにした。

2. 研究の目的

本研究では、「社会・経済のデジタル化と売買における契約不適合給付」に関する研究を行うこととした。本研究の目的は、改正民法の下での売買における契約不適合給付に関する規定がデジタル時代に対応できるルールを提供できているかどうか、場合によってはデジタル・アップデートを必要とするかどうかについて明らかにすることである。わが国において、デジタルコンテンツやスマート製品に契約不適合がある場合の売主・供給者の責任に関して未だ正面から議論されていないとの指摘もあるところ、デジタル社会のあり方について継続的な議論を蓄積している外国法(本研究では、とりわけEU法及びドイツ法)を参照することで、わが国では未だ十分な取り組みがされていないこの問題について独自のかつ創造的な研究を行うことができると考えた。

3. 研究の方法

本研究では、改正民法の下での売買における契約不適合責任制度がデジタル時代に対応できる法的枠組みを提供できているかどうか、仮にできていないとすれば、いかなる形で民法(売買法)のアップデートが必要となるかについて検討した。EU法との比較研究を行い、そこで得られた知見を日本法へフィードバックする形で法解釈的及び法政策的な議論を展開することを試みた。EU法との比較を行う理由は、EUではこの研究分野で先行した議論の蓄積があり、EU法と日本法との比較を通じて有益な知見の獲得が期待されるからである。また、本研究では、検討の対象を「売買における契約不適合給付」の問題に限定した。「社会・経済のデジタル化」をめぐる問題は、「売買契約」のみならず民法の全体を通して議論の対象とされうるが、本研究は、限られた研究期間内に確実な研究成果を提出するという観点から、研究の対象・範囲を「売買における契約不適合給付」に限定することとした。

本研究は、3年の研究期間で行った。具体的内容は、次のとおりである。

(1) 初年度(令和2年度)

初年度は、EU法の比較研究を行った。具体的には、次の2つの「EUデジタル関連指令」の分

析を行った。まず、2019年6月11日に発効した「デジタルコンテンツ指令」(Directive (EU) 2019/770)の検討を行った。次に、同日発効の「物品売買指令」(Directive (EU) 2019/771)に関する検討を行った。

(2) 次年度(令和3年度)

次年度は、EU加盟国における指令の国内法化作業に着目して検討を行った。日本法との比較の中で特に注目したのは、指令の国内法化に際して、EU加盟各国がどのような立法措置を行うかである。例えば、デジタルコンテンツに関する規律を「売買」の箇所に置くのか、それとも、売買以外の契約類型(賃貸借、請負、その他のサービス契約)の中で扱うのかについて、加盟各国独自の判断がされることが予想された。そして、加盟各国において国内法化作業が行われる過程で法解釈的及び法政策的議論が展開され、そこから日本法との関係でも参考となる多くの有益な学術的知見を獲得することができるものと考えた。さらに、指令の準則を民法典に組み込むのか、それとも消費法典のような特別法に組み込むのかなど、民法と消費者法の関係という、より広い視点から検討されるべき問題についても有益な知見を得ることができると考えた。

(3) 最終年度(令和4年度)

最終年度は、EU法の比較研究を基礎に、わが国の売買における契約不適合給付について法解釈的及び法政策的観点から検討を行った。

4. 研究成果

EU及びEU加盟国において、売買における契約不適合責任制度が「デジタル」の視点から改革されたことを明らかにし得たことは本研究における成果の1つであると考ええる。日本でも社会・経済のデジタル化が進展する中、EU法の動向を整理・検討することには将来のわが国の契約不適合責任制度のあり方を検討する上で一定の意義があるものと考ええる。

なお、研究当初は、EU法の分析から得られた知見に基づき、民法(売買法)の領域でデジタル・アップデートを必要とするかどうかにつき、本研究における成果を示したいと考えていたが、現在なおEU及びEU加盟国内で活発な議論が展開されており、その分析を継続して行っていることから、最終的な結論(日本法への示唆)を示すことはできなかった。ただ、現在のEUにおいて、「デジタル」とは異なる新たな視点(「グリーン・トランジション」)の観点から本研究でも分析の対象とした「物品売買指令」が改正される動きが出てきており、本研究を契機としてさらに研究を深めていく新たな視点を得ることができた。今後、売買における契約不適合給付の「デジタル化」と「グリーン化」の2つの視点から検討を行うことで、本研究の成果も踏まえつつ、日本法への示唆を明らかにすることができると考えている。

本研究によって得られた主要な研究成果は、下記のとおりである。

- (1)古谷貴之「物品の売買契約に関する新たなEU指令の分析」産大法学 54巻1号(2020年) 127-155頁
- (2)古谷貴之「デジタルコンテンツ及びデジタルサービスの供給契約に関するEU指令の分析」産大法学 54巻2号(2020年) 271-301頁
- (3)古谷貴之「売買における目的物の「契約不適合」について」消費者法ニュース 126号(2021年) 87-89頁
- (4)古谷貴之「ドイツにおけるEU物品売買指令の国内法化 連邦司法・消費者保護省(BMJV)参事官草案の検討」産大法学 55巻1号(2021年) 93-159頁
- (5)古谷貴之「ドイツにおけるEUデジタルコンテンツ指令の国内法化 連邦政府法律草案の検討」産大法学 55巻2号(2021年) 161-295頁

- (6)古谷貴之「ドイツ瑕疵担保法の改革(1) EU 物品売買指令の国内法化」産大法学 55 巻 3・4号(2022年)209-239頁
- (7)古谷貴之「ドイツ瑕疵担保法の改革(2) EU デジタルコンテンツ指令の国内法化」産大法学 56 巻 1号(2022年)29-57頁
- (8)古谷貴之「オーストリアにおけるデジタルコンテンツ指令及び物品売買指令の国内法化」京都産業大学論集社会科学系列 39号(2022年)399-439頁
- (9)古谷貴之「フォルクスワーゲン排ガス不正事件とドイツ売買法(1) 2021年7月21日 BGH 民事第8部判決の検討」産大法学 56 巻 1号(2022年)121-146頁

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 10件）

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 55巻1号
2. 論文標題 ドイツにおけるEU物品売買指令の国内法化 連邦司法・消費者保護省（BMJV）参事官草案の検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 93-159頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 55巻2号
2. 論文標題 ドイツにおけるEUデジタルコンテンツ指令の国内法化 連邦政府法律草案の検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 161-295頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 55巻3・4号
2. 論文標題 ドイツ瑕疵担保法の改革（1） EU物品売買指令の国内法化	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 209-239頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 産法55巻2号
2. 論文標題 オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲について 2021年2月11日ドイツ連邦通常裁判所民事第1部決定の概要	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 297-318頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 クリストフ・ブッシュ / 古谷貴之 (翻訳)	4. 巻 53号
2. 論文標題 プラットフォーム経済における消費者保護 EUおよび米国における最近の法改正と判例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 49-57頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 39号
2. 論文標題 オーストリアにおけるデジタルコンテンツ指令及び物品売買指令の国内法化	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 京都産業大学論集社会科学系列	6. 最初と最後の頁 399-439頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 56巻1号
2. 論文標題 ドイツ瑕疵担保法の改革 (2) EUデジタルコンテンツ指令の国内法化	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 29-57頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 56巻1号
2. 論文標題 フォルクスワーゲン排ガス不正事件とドイツ売買法 (1) 2021年7月21日BGH民事第8部判決の検討	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 121-146頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 54巻1号
2. 論文標題 物品の売買契約に関する新たなEU 指令の分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 127-155頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 54巻2号
2. 論文標題 デジタルコンテンツ及びデジタルサービスの供給契約に関するEU 指令の分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 271-301頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 54巻3=4号
2. 論文標題 請負の瑕疵をめぐる「履行に代わる損害賠償」と「履行とともにする損害賠償」：ドイツ連邦通常裁判所 2019年2月7日民事第7部判決の検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 117-135頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 126号
2. 論文標題 売買における目的物の「契約不適合」について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 消費者法ニュース	6. 最初と最後の頁 87-89頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------